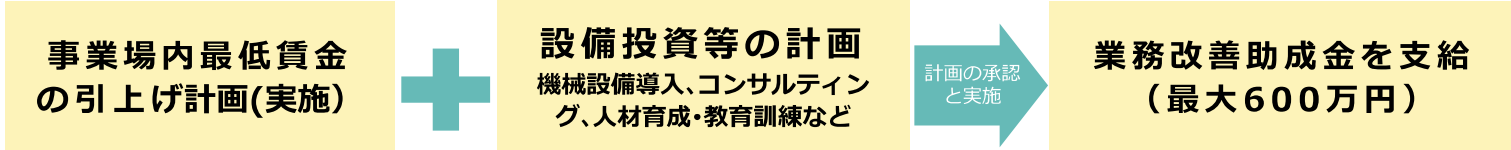


業務改善助成金

事業場内最低賃金を引き上げ、設備投資等を行った中小企業に、その費用の一部を助成します。
中小企業で働く労働者の賃金引き上げのための生産性向上の取り組みが支援対象です。



対象事業者・申請の単位



- ・ 中小企業・小規模事業者であること（大企業と密接な関係を有する企業（みなし大企業）でないこと）
- ・ **<拡充> 事業場内最低賃金が改定後の佐賀県最低賃金(1,030円)未満であること**
- ・ 解雇、賃金引き下げなどの不交付事由がないこと
- ・ 事業場ごとに申請すること（事業主単位での申請上限額は600万円）
- ・ **<拡充> 令和7年9月5日から11月20日までに賃金引上げを実施していれば、賃上げ後の申請が可能**

申請期限等		助成率	
申請期限	令和7年11月20日(木)	事業場内最低賃金 1,000円未満	4 / 5
事業完了期限	令和8年1月31日（土）	1,000円以上	3 / 4

助成上限額		特例事業者	
コース区分	助成上限額	以下の要件に当てはまる場合が特例事業者となります。 なお、②に該当する場合は、助成対象経費の拡充も受けられます。	
30円コース	30～130万円	① 賃金要件	申請事業場の事業場内最低賃金が1,000円未満である事業者
45円コース	45～180万円	② 物価高騰等要件	原材料費の高騰など社会的・経済的環境の変化等の外的要因により、申請前3か月間のうち任意の1か月の利益率が前年同月に比べ3%ポイント※以上低下している事業者
60円コース	60～300万円		
90円コース	90～600万円		

助成対象経費（交付決定前に助成対象設備の導入を行った場合は、助成の対象となりません）		
助成対象経費	一般事業者	特例事業者（②のみ）
生産性向上に資する設備投資等	○	○
生産性向上に資する設備投資等のうち、 ・ 定員7人以上または車両本体価格200万円以下の乗用自動車や貨物自動車 ・ PC、スマホ、タブレット等の端末と周辺機器の新規導入	×	○

お問い合わせ

業務改善助成金についてご不明な点は、業務改善助成金コールセンター までお問い合わせください。

電話番号：0120-366-440（受付時間 平日 9:00～17:00）

交付申請書等の提出先は 佐賀労働局 雇用環境・均等室 です